

第8 屋外消火栓設備（令第19条、規則第22条関係）

1 水源

第2 屋内消火栓設備1を準用すること。

2 加圧送水装置

第2 屋内消火栓設備2（(2)ウ(7)及びエを除く。）を準用すること。

3 配管

(1) 第2 屋内消火栓設備3（(1)、(2)及び(15)を除く。）を準用すること。

なお、配管径は、水力計算により算定された配管の呼び径によるほか、立上り管は呼び径65A以上のものとする。●

(2) 規則第22条第8号に規定する合成樹脂製の管及び管継手は、認定品とすること。●

4 起動装置

第2 屋内消火栓設備4を準用すること。ただし、4(1)ウ(7)中の数値は、0.3MPaと読み替えるものとする。

5 貯水槽等の耐震措置

第2 屋内消火栓設備5を準用すること。

6 非常電源、配線等

第2 屋内消火栓設備6を準用すること。

7 総合操作盤等

第2 屋内消火栓設備8を準用すること。

8 消火栓箱等

(1) 消火栓箱の位置●

屋外消火栓箱は、第2 屋内消火栓設備7(1)イ(イ)を準用すること。原則として防火対象物の出入口又は開口部付近で、当該防火対象物の内部に対し有効に注水活動ができる位置とすること。この場合、屋内消火栓の設置が不要な防火対象物でも、中央部に防護漏れとなる部分が生じる場合は、当該部分に屋内消火栓を設置すること。

(2) 消火栓箱の構造

第2 屋内消火栓設備7(1)ウを準用すること。

(3) 消火栓開閉弁

第2 屋内消火栓設備7(1)エを準用するほか、原則として屋外消火栓箱内に設けること。

(4) 筒先及びホース

ホースは、呼称50又は65のもので、長さ20m以上のもの2本以上、ノズルは、口径が呼称19mm以上のもの（原則として噴霧切替式のもの）を1本、それぞれ接続して設置すること。

(5) 表示及び灯火

ア 屋外消火栓箱内に消火栓開閉弁を設けた場合は、当該屋外消火栓箱に「屋外消火栓」と表示すること。

イ 屋外消火栓箱内に消火栓開閉弁を設けない場合は、当該屋外消火栓箱に「ホース格納箱」と表示し、消火栓開閉弁設置位置に「消火栓」と表示すること。

ウ 前ア及び前イの文字の大きさは、20cm²以上とすること。●

エ 屋外消火栓箱又はホース格納箱の表面又は扉を開放したときの見やすい箇所に操作方法を表示すること。

オ 屋外消火栓箱又はホース格納箱の前面又は上部に赤色の灯火を設ける場合は、規則第12条第1項第3号ロの例により設けること。

(6) 代替設置

令第11条第4項の規定により、屋内消火栓設備の代替として屋外消火栓設備を設置する場合の有効範囲は、

屋外消火栓のホース接続口から水平距離40メートル以下となる範囲で、かつ、当該範囲に容易にホースが延長でき、有効に消火できるものに限ること。